

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和2年度第1四半期分

整理番号	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	令和2年度 オンラインタイムレコーダー等借入	事務用品賃貸	(株) J E C C	632,280	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4
2	A Oモジュールほか1点（西淀工場）買入	産業用機器	富士電機(株)	11,731,500	令和2年5月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
3	混練機用部品1ほか4点（平野工場）買入	産業用機器	本田鐵工(株)	6,415,200	令和2年5月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
4	スプレーノズル取付管ほか2点（平野工場）買入	産業用機器	倉敷紡績（株）	4,813,600	令和2年6月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
5	ボイラー用肉盛り水管パネル1ほか13点（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	68,497,000	令和2年6月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
6	じん芥クレーンバケット（西淀工場）買入	産業用機器	(株) 福島製作所	20,680,000	令和2年6月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
7	電子計算機部品1ほか1点（鶴見工場）買入	産業用機器	横河ソリューションサービス（株）	5,720,000	令和2年6月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
8	フィードテーブル先端鋳物#1ほか6点（八尾工場）買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	15,367,000	令和2年6月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 オンラインタイムレコーダー等借入

2 契約の相手方

株式会社J E C C

3 随意契約理由

オンラインタイムレコーダー（以下「OTR」という。）とは、当組合職員の出・退勤時刻の記録のほか、直行・直帰や休暇の申請に必要な就業用ターミナルであり、平成27年4月から令和2年2月末まで長期借入契約を行い、また令和2年3月から令和2年3月末まで1か月間の借入れ延長を行った。

OTR長期借入契約については令和2年3月末をもって契約満了となるが、現在使用しているOTRについては、令和元年度に日本電気株式会社が行った「財務会計・人事給与システムシステムクラウド業務委託」に伴い、新環境となる財務会計・人事給与システムに接続可能なOTRの連携や管理を行うソフトウェアの更新作業及びルシアス庁舎ほか8カ所のOTR機器本体の更新設定作業を令和2年1月に完了している。その際に現行機器の作動状態も合わせて確認しており、現行機器が1年間の継続使用に対し十分信頼性があり、また継続使用した際の保守費用の縮減が可能となっている。

以上のことから、信頼性の高い機器の使用及び経済性が高い借入契約の締結が可能であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、現行借入れ業者である株式会社J E C Cと特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合総務部総務課

(電話番号 06-6630-3185)

随意契約理由書

1 案件名称

AO モジュールほか1点 (西淀工場) 買入

2 契約の相手方

富士電機 (株)

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入する AO モジュールほか1点は富士電機 (株) において独自の技術により設計・施工された電子計算機設備の一構成品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため富士電機 (株) の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、富士電機 (株) のみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって富士電機 (株) と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

混練機用部品1ほか4点 買入

2 契約の相手方

本田鐵工（株）

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する混練機用部品1ほか4点は、本田鐵工（株）製の捕集灰無害化処理設備である混練機の主要構成部品であり、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本製品の詳細寸法、仕様、材質は、非公開のため他社では構造を知らず、製作が不可能であるため、本田鐵工（株）製の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

混練機用部品1ほか4点は本田鐵工（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、本田鐵工（株）と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

スプレーノズル取付管ほか2点 買入

2 契約の相手方

倉敷紡績(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入予定のスプレーノズル取付管ほか2点は、倉敷紡績(株)製の湿式有害ガス除去装置の主要構成部品であり、排ガス洗浄を目的として開発・設計されたものである。

本製品は同社のみ取扱いがあり、形状寸法などの詳細な仕様は非公開であるため、本製品以外を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

湿式有害ガス除去装置用部品は、倉敷紡績(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、倉敷紡績(株)と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 事業担当

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用肉盛り水管パネル1ほか13点(舞洲工場)買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するボイラー用肉盛り水管パネル1ほか13点は、日立造船株式会社設計・施工による舞洲工場ボイラー設備の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設計条件との関係上、他社においては製作不可能であるため、日立造船株式会社の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

じん芥クレーンバケット（西淀工場）買入

2 契約の相手方

（株） 福島製作所

3 随意契約理由

（1） 製品指定理由

今回買入するじん芥クレーンバケットは、一般廃棄物の処理において焼却炉にごみを供給するためのものである。当工場のじん芥クレーンバケットは（株）福島製作所で製作されたものであり、本製品の形状寸法、材質およびクレーン設備本体との操作制御関係は、当該会社のみが知りえる情報であり、他社においては品質や性能保証ができる製品の製作が不可能であるため、（株）福島製作所の製品を指定するものである。

（2） 業者選定理由

本製品は、（株）福島製作所のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないことから、（株）福島製作所と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

（電話番号 06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

電子計算機部品1ほか1点(鶴見工場)買入

2 契約の相手方

横河ソリューションサービス株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する電源ユニットとハードディスクは、焼却設備制御用電子計算機の一構成部品であり、横河電機株式会社独自の技術により設計・製作されたものである。したがって、本部品の形状寸法・電気的特性の詳細は、他社では知り得ず使用不可能であるため、横河電機株式会社製の製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本部品は横河電機株式会社より販売・サービスを移管している横河ソリューションサービス株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。よって上記の理由により横河ソリューションサービス株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場

(電話番号 06-6912-4700)

随意契約理由書

1 案件名称

フィードテーブル先端鋳物#1ほか6点(八尾工場)買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するフィードテーブル先端鋳物#1ほか6点は、三菱重工業(株)において独自の技術により設計・施工された炉体設備及び火格子設備の一構成部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法、関連機構、炉体設備及び火格子設備条件との関係上、他社においては製作不可能である。

なお、三菱重工業(株)については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)に統合し、事業実施していることから、三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)製の製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本部品は三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号072-923-4226)